

インターネット定期預金

令和2年6月15日現在

| | |
|---|--|
| 1. 商品名(愛称) | ・インターネット定期預金 |
| 2. 販売対象 | ・「長野信用金庫個人向けインターネットバンキング」(以下、「個人IB」とします)をご契約いただいている個人のお客さま |
| 3. 預入期間 | ・定形方式…3ヵ月、6ヵ月、1年 ・自動継続(元金継続)のみ |
| 4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | ・一括預入 ・1口 1万円以上 1,000万円未満 ・1円単位 |
| 5. 払戻方法 | ・満期日以後に一括して払戻します |
| 6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 | ・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・満期日以後に一括してお支払します ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 |
| 7. 税金 | ・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります |
| 8. 手数料 | —— |
| 9. 付加できる 特約事項 | ・本商品は、マル優の取扱いができません ・総合口座の新約及び預金担保の取扱いはできません |
| 10. 中途解約時の 取扱い | ・満期前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた中途解約利率(期限前解約利率)および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息(期限前解約利息)とともに支払います ・預入期間が6ヵ月未満の場合 解約日における普通預金利率 ・預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合 約定利率×50% (注1) 小数点第4位以下切捨て (注2) 中途解約利率が普通預金利率を下回る場合、普通預金利率を適用します |
| 11. 金利情報の 入手方法 | ・金利は当金庫ホームページまたは窓口へご照会ください |
| 12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | 苦情処理措置 …… 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部(9時～17時、フリーダイヤル0120-710228)にお申し出ください 紛争解決措置 …… 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、長野県弁護士会(電話:026-232-2104)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所(電話:03-3517-5825)・関東地区しんきん相談所(電話:03-5524-5671)にお申し出ください。また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)があります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所・関東地区しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| 13. その他 参考となる事項 | ・ご契約およびご解約の手続きは、個人IBにて行います ※原則、店頭ではお取扱いいたしません ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます) |